

市長及び副市長の給料並びに議員報酬
(月額)の水準について

帯広市議会議員の政務活動費の水準に
について

答 申

令和7年11月28日

帯広市特別職報酬等審議会

答 申

はじめに

令和7年10月6日に市長から本審議会に対し、「市長及び副市長の給料並びに議員報酬（月額）の水準」と「帯広市議会議員の政務活動費の水準」について諮問がなされた。

諮問の趣旨に従い、給料及び議員報酬については「職務・職責の評価」「他都市との均衡」「社会経済情勢の変化」の3つの論点を議論の中心に据え、政務活動費については「必要性」「水準」の2つの論点により、提出された資料等を参考に、4回にわたり審議会を開催し、市の財政状況等を考慮するなど慎重に検討、議論を重ねた結果、以下の結論に至ったので、ここに答申する。

1 市長及び副市長の給料について

前提として、本審議会は市長や副市長（以下、「市長等」）の業績を評価するものではなく、その職務・職責等に見合う適正な給料の水準について議論する場であることを確認した上で、審議を行った。

市長等の給料月額は、本則額がそれぞれ103万円、82万5,000円であったものを、平成15年度から平成25年度にかけて臨時削減を行い、平成26年度に臨時削減を終了した上で、本則額をそれぞれ100万5,000円、80万5,000円に引下げ改定して、今日に至っている。

各委員から、職務・職責については「十勝管内町村との広域連携、多発する自然災害への対応など、市長等の職責はより重みを増している」「情勢が急変し先を見通せない現代社会にあっても過不足なく行政を進め、職責を果たすことが期待される」とする意見が出された。

各委員の意見を総括する中、給料改定の方向性については、北海道内の主要都市や十勝管内他町村の首長の給料月額との比較においても、均衡が図られていて妥当性を有する水準にあり、職責の重要性に応じた対価として一定の水準が保たれているものの、市長等の給料月額は平成26年度以降改定されておらず、この間の公務員給与水準の推移及び近年の物価高騰や、賃上げ傾向等に鑑みるとともに、本市の財政状況が健全な状態にあることを踏まえつつ、市民の理解が得られるかとの視点を加味し、給料月額を引き上げることが適当であるとの結論に至った。

引上げ幅の水準については、平成25年度に本審議会が答申した際、帯広市職員給与条例に規定される部長職給料月額の最高額の改定推移をもとに改定幅を審議した経緯を参考に、客觀性や職員との均衡を重視した上で複数の改定案を

用いて審議する中で、部長職の給料月額は徐々に引下げ前の月額に近づいてきていること、市長等の給料月額は平成26年度に臨時削減前の給料月額に戻さずに、2.5%引下げて現在に至っている経過を踏まえ、引上げ幅の考え方として「平成14年度以前の金額に戻す」ことが、市民理解を得られる範囲なのではないかとの意見で一致した。

2.5%引上げによる市長等の給料月額は、引き続き北海道内他都市との均衡が図られ、加えて、令和7年人事院勧告における国家公務員の給料月額の引上げ幅である約3%増の範囲内であり、公務員給与水準との比較においても妥当性を有することから、次のとおり改定することが適当である。

市長の給料月額 1,030,000円 (現行 1,005,000円)

副市長の給料月額 825,000円 (現行 805,000円)

改定の実施時期は、物価高騰等の社会経済情勢を踏まえると、可能な限り速やかに実施することが望ましいと考えるものである。

2 議員報酬について

本審議会は議員についても、業績を評価するものではなく、その職務・職責等に見合う適正な議員報酬の水準について議論する場であることを確認した上で、審議を行った。

現行の報酬月額は、平成7年度に議長が58万円、副議長が51万円、議員が47万円に引上げ改定がなされ、平成17年度のみ臨時削減を実施した後、今日に至っている。

各委員から、職務・職責では、「議員定数が32名から29名に減ったが、議員

一人当たりの仕事量に大きな変化はないのではないか」「前回の市議会議員選挙では定数29名を上回る41名の立候補者があり、このことは議員報酬額が低くはないことの表れでもあり、議員のなり手不足の問題は生じていないのではないか」「市民のために活発に活動している議員もいる」など様々な意見があつたが、その職務・職責の重さについては一定の共通認識が示された。

また他都市との均衡については、人口を基準とすると帯広市の議員報酬は他都市と均衡が図られた適切な水準であり、議員報酬の性質についても「専業として議員を続けられる水準は必要」との意見もあり、一定程度生活給としての側面も考慮する必要があるとの共通認識が示された。

その上で、適切な水準については、「賃上げ傾向等の社会経済情勢の変化を議員報酬に反映する必要がある」との意見があったものの、現在の議員報酬は生活給としても決して低い水準ではなく、市長等が平成15年度以降は臨時削減から給料月額を削減前の水準に戻さず現在に至っているところ、議員は平成17年度のみの臨時削減にとどまり、平成18年度以降、削減前の水準が回復されていることを踏まえると、現時点では議員報酬の引き上げについて市民理解を得ることが難しく、現行水準を維持することが適当であるとの結論に至った。

3 政務活動費について

政務活動費は、帯広市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派及び会派に属さない議員に対して交付されるものであり、法制化に伴って平成12年度に審議して以降、25年ぶりに諮問されたものである。

各委員からは、市への政策提言等を行うための活動に必要な経費であり、その必要性について共通認識が示された一方で、執行に関しては「政務活動費を使った活動が実際にどのように市政に反映されているのか見えづらい」との意見もあった。また、水準に関しては「交付金額では足りず自費で負担している議員がいる」「宿泊費の値上がりを考慮する必要がある」「北海道内の主要都市ではその金額に大幅な開きがあり、他都市との均衡の視点では妥当性を見出すのが困難」「政務活動費と視察旅費との合計額を他都市と比較すると、帯広市は低い金額ではない」など様々な意見があったが、最終的には、近年の全体執行率が7割程度であることから考えると必ずしも不足しているとまでは言えないことから、現行水準を維持することが適当であるとの結論に至った。

結びに

市長等の給料並びに議員報酬等を審議するに当たっては、幅広い層からの意見を慎重に検討することはもとより、中期的な視点に立って、社会情勢及び経済状況を考察・勘案することが適切であると考え、引き続き市長や議員の任期を目途とした一定期間ごとに改定の必要性等を審議することが望ましい。

本審議会においては以上の結論に至ったが、答申内容について市民の理解が得られるよう、皆様の日頃の活動が市政に寄与していることを市民に対して的確に伝わる情報発信に、より一層注力されることを切に願い、答申の結びとする。

(参考)

令和7年帯広市特別職報酬等審議会 開催概要

1 委員名簿

会長 仙北谷 康
委員 大矢 雅美
同 熊木 喬
同 齊藤 雅彦
同 高木 もと子
同 藤田 由美子
同 森岡 孝仁

2 審議状況

第1回（10月6日） 給料等についての現状把握
第2回（10月14日） 特別職給料及び議員報酬並びに政務活動費の水準
第3回（10月27日）〃
第4回（11月19日） 答申取りまとめ